

函館市企業局広告審査基準

(目的)

第1条 この基準は、函館市企業局広告取扱に関する規程第5条第4号の規定に該当する場合の基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(一般基準)

第2条 交通媒体による商品およびサービスへの情報は、社会的に信用度の高い客観的な情報として利用者に受け止められなければならない。

2 公営交通に掲出する広告の表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持ち、利用者に正しい判断基準を持たせるものでなければならない。

3 いずれの情報も適切かつ節度を守ったものでなければならない。

(規制する業者)

第3条 次の各号に規定する業者からの広告申込みは、承諾しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条各項に規定する事業者（以下「風俗営業業者」という。）

(2) 先物取引業者

(3) 個人輸入代行業者

(4) 正規の金融機関を除く投資相談業者

(5) 法令等に違反している事業者およびその可能性がある事業者

(6) いわゆる消費者金融業者

(7) キャッシングサービスを主たる業務とする事業者

(8) 当局業務と競合する事業者

(規制する業種の例外)

第4条 前条に規定する業者であっても、次の各号に該当する場合は、承諾する。

(1) 既に掲出を認めている場合で、広告内容が次条に抵触しない場合。

(2) 風俗営業者で株式を上場している等、社会的に信用されており、かつ地域社会への奉仕活動等の実績があり、利用者から信頼されている場合。

(3) 法令等の違反で、その内容が軽微なものであり、かつ違反が是正されたことが明らかな場合。

(規制する内容)

第5条 次の各号に規定する広告の内容は、承諾しない。

- (1) 政治宣伝に関するもの
- (2) 布教に関するもの。ただし、宗教行事案内は除く。
- (3) キャッシングサービスに関するもの
- (4) 暴力、とばく、麻薬、性的表現に関するもの
- (5) 法令に違反する表現
- (6) 青少年保護の観点から適切でないもの
- (7) 紛らわしい、うその表現
- (8) 労働争議中の企業の人事募集広告
- (9) 金融機関の各種ローンを主とする広告
- (10) 射幸心を著しく煽る表現がなされた広告
- (11) 肖像権、著作権の無断使用
- (12) 意見発表とみなされる広告
- (13) 当局業務に支障をきたす広告

(疑義)

第6条 広告承諾の判断がこの基準に寄りがたい場合は、函館市企業局広告審査会（以下「広告審査会」という。）が判断する。

(審査基準の変更)

第7条 この基準の変更は、広告審査会で審査し、管理者が定める。

附 則

この基準は、平成18年7月11日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。